

大規模屋外広告物の景観形成基準（重点地域）	
熊本城 周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突状の屋上広告は、掲出しないこと。</li> <li>・建築物本体と一体的なデザインとし、建築物のデザインや規模との調和に配慮すること。</li> </ul> <p>&lt;熊本城特別地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上広告は、掲出しないこと。</li> <li>・屋外広告物の基調色は、高彩度とならないように努めること。</li> <li>・屋外広告物の照明は、熊本城の夜間景観に配慮して、過度な明るさ及び派手な色彩とならないように努めること。</li> </ul> <p>&lt;京町台地地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上広告の高さは、海拔63mを超えないこと。</li> </ul> <p>&lt;一般地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上広告の高さは、海拔55mを超えないこと。</li> <li>・シンボルロードからの熊本城天守閣への良好な眺望を守るために、突出広告の掲出はしないように努めること。</li> </ul>
水前寺 周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古今伝授の間の前の視点場からの水前寺成趣園東側周辺の眺望範囲に位置する建築物等には、屋上広告の掲出はしないこと。ただし、視点場から見えないものは除く。</li> <li>・園内から眺望できる建築物等には、屋外広告物の掲出はしないこと。ただし、園内から見えないもの及び自家用のビル名称サイン等は除く。</li> </ul>
江津湖 周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園内から眺望できる建築物等には、屋上広告の掲出はしないこと。ただし、公園内から見えないもの及び自家用のビル名称サイン等は除く。</li> </ul>
熊本駅 周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東西の駅前広場及び電車通りの境界から100メートル以内には、屋上広告（自家用広告物を除く。）の掲出はしないこと。</li> <li>・東西の駅前広場に面して、立て看板、のぼり旗の掲出はしないこと。ただし、短期的なイベント開催時は除く。</li> <li>・屋上広告は、建築物の一体化を図り、全体として外形線に凹凸が少ないものとするように努めること。</li> <li>・街路樹よりも高い位置に壁面広告等を掲出する場合は、その形状や表示面積は建築物との調和に努めること。</li> <li>・東西の駅前広場及び街路樹のある通りに面して掲出する場合は、緑の色彩を意識し、基調色は高彩度とならないように努めること。</li> </ul>
電車通 沿線地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上広告は、建築物の一体化を図り、全体として外形線に凹凸が少ないものとなるように努めること。</li> <li>・屋外広告物の基調色は、建築物と同色又は調和した色彩となるように努めること。</li> </ul>
白川 沿岸地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大甲橋から上流を眺望する場合に、兩岸の樹木より高い位置に見える屋外広告物の掲出はしないこと。ただし、自家用の壁面広告、突出広告は除く。</li> <li>・川に向けての掲出を避けるように努めること。</li> </ul>

特定施設届出地区内の屋外広告物の景観形成基準	
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建植広告は、建築物と調和が保てると同時に、沿道において統一性のある位置とすように努めること。</li> </ul>
外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告は、可能な限り総量を抑え、複数ある場合には大きさをそろえるか、集合化するよう努めるとともに、沿道で統一性が取れたものにするように努めること。また、配色数は可能な限り少なくするよう努め、建築物や周辺の色彩との調和に配慮すること。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建植広告その他の工作物の根元周辺は、修景緑化に努めること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街並みをすっきりとさせるために、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ掲出しないように努めること。</li> </ul>

熊本空港周辺景観形成地区の屋外広告物の景観形成基準	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・色調、形状、規模、意匠が周辺の景観に調和するよう努めること。</li> <li>・しっかりした材質のものを使用し、汚れ、たい色、破損等により周辺の景観との調和を乱さないよう努めること。</li> <li>・同一敷地内で同一目的の屋外広告物を掲出する場合は、効果性をふまえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくするとともに、掲出位置についても景観の調和に配慮すること。</li> <li>・掲出位置、形状、規模、意匠及びベースとなる色調等について、隣接する相互において統一に努め、屋外広告物による景観の創出により、その地域において統一感ある個性の確立を目指すよう努めること。</li> <li>・ネオンサイン等照明広告については、光害の防止に努めるとともに、昼間の景観にも配慮すること。</li> <li>・蛍光塗料は使用しないよう努めること。</li> <li>・屋上広告については、屋上あるいは塔屋等の水平投影面からはみ出さないものとし、更に壁面との一体性を持たせることにより、屋外広告物の支持物が見えない構造とする。また、色彩については、建築物の色調と調和するよう努めること。</li> <li>・壁面広告は、取付壁面からはみ出さないようにし、下地の色は壁面と合わせるよう努めること。</li> <li>・突出広告の上端は、建築物の高さを超えないものとするとともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は設置位置を統一するとともに、形状、意匠、色調等の統一に努めること。</li> <li>・窓面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ行わないよう努めること。</li> <li>・広告塔は、その高さ、形状、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観との調和に努めること。</li> </ul>	

